

1 1 地域文化の振興等

【地域文化の振興等の方針】

本市の貴重な文化財を守り、後世へ継承していくため、保護管理及び保存整備などの各種事業を行う。また価値の高い文化財は、法令及び条例に則り指定文化財にするとともに、清掃活動や巡視活動の強化、環境整備を行う。なかでも市内の重要な遺跡に関しては発掘調査による情報収集を行い、学術研究や保護整備に努め、開発行為によって埋蔵文化財が損なわれる事のないよう指導を行う。世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である国指定史跡「原城跡」については、その歴史・文化財の活用・普及を行うため、有馬キリシタン遺産記念館において企画展等を開催し、市民や来訪者に対して世界遺産に関する理解の深化を図るとともに、より効果的なガイダンスを行うため、世界遺産関連施設整備事業の一環としてガイダンス施設の整備に取り組む。

郷土芸能については、「先踊り」、「浮立」、「太鼓」、「棒踊り」などが、各地域の伝承者等が中心となり絶やすことなく守られているものの、それぞれの分野で指導者や後継者の減少が心配されており、今後はさらなる地域文化の保存・継承に努めなければならない。

芸術文化については、芸術・文化団体の育成と活動を支援するとともに、地域の優れた文化、芸術を広く国内外へアピールするため、歴史的文化遗产や芸術資産を活用した事業を展開する。

地域文化の振興等に係る施設の整備等については、「日野江城跡」、「原城跡」をはじめとする本市の貴重な歴史・文化財を適切に管理保存するため、史跡の保存整備と案内板設置等の周辺整備を進め、重要な史跡等の適切な保存管理のもと後世へ引き継ぐため、「日野江城跡」や「原城跡」周辺の計画的な公有化を進める。

(1) 現況と問題点

歴史的背景の中で地域に根ざした伝統芸能、史跡等の歴史文化遗产は地域の財産であり、地域の個性を象徴するものである。誇りを持てる郷土づくりには、先人たちより守り伝えられてきた豊かな伝統文化・自然景観・地場産品を活用しながら、個性豊かな地域社会の構築とそれを支える人材の育成を図る必要がある。

市内には数多くのキリスト教関連遺産が存在しており、その中でも、国指定史跡「原城跡」については「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として世界遺産に登録されている。

世界遺産は、後世に継承すべき貴重な資産であるため万全の保護を図る必要があるため、本市では、世界遺産の保護・活用のためのアクションプランや史跡の保存を目的とする保存活用計画、整備基本計画に沿った取組を進めていく必要がある。また、世界遺産を保護するためには資産への認識を深めることが大切であり、市民や来訪者に対する意識醸成のための

啓発活動などにも努めていく必要がある。さらに、日野江城跡、セミナリヨ跡など、構成資産以外のキリスト教関連遺産についても、原城跡と同様に本市におけるキリスト教文化の歴史を伝える貴重な資産であることから、学術的な調査・研究を継続的に進め、必要な保護措置、整備を実施していく必要がある。

また、山ノ寺梶木遺跡、権現脇遺跡、国指定史跡「原山支石墓群」等、全国的にも知られたものを始め、数多くの貴重な遺跡が残されている。引き続き、これらの埋蔵文化財の周知保護、発掘調査対応、調査によって得られた成果の公開と活用が重要な課題である。

郷土芸能としては、「先踊り」「浮立」「太鼓」「棒踊り」など数多くの芸能が各地域に伝承されているが、中には継承がとぎれ近年復活したものもある。このような郷土芸能の保存・継承は、青年団、小学生などが中心に行っているが、少子高齢化による指導者不足や後継者の減少など多くの問題を抱えている。誇りを持てる伝統芸能として継承するため後継者の育成等支援が必要である。

本市には、有馬キリシタン遺産記念館や口之津歴史民俗資料館など地域文化を後世に伝えるための文化施設がある。しかし、本市は島原・天草一揆鎮圧の際に建造物等が破壊され、原城と付近一帯は無人地帯となったこともあり、出土物以外の文献等が残っていないことから、市民に正しく歴史を理解し認識を深めてもらうためにも展示物等の収集と、それらを効果的に展示するための世界遺産関連施設整備事業の一環としてガイダンス施設を整備する必要がある。

また、市内には世界ジオパーク日本第1号加盟となった、「島原半島ユネスコ世界ジオパーク」や日本彫塑界の巨匠であった北村西望の記念館などがある。これらを活用し観光振興との連携も考慮しながら重要性を広く周知することが必要である。

芸術・文化活動の振興については、芸術性を高めるまちづくりに取り組むとともに、多くの市民に本物の芸術や文化にふれる機会を与え、また子どもたちの感性を高めるため、本物の芸術や文化を体感させることが求められる。

(2) その対策

(ア) (地域文化の振興等)

- ① 世界遺産の保存・活用のための整備を推進する。
- ② 世界遺産の保存・活用のための意識啓発等のための取組を行う。
- ③ 世界遺産関連施設整備事業の一環としてガイダンス施設の整備に取り組む。
- ④ 国指定史跡等の発掘調査及び保存・活用を推進する。
- ⑤ 史跡の調査を実施しその保存整備を推進する。
- ⑥ 伝統芸能を後世に保存・継承するため、後継者育成など保存対策に努める。
- ⑦ 地域の誇りとしての歴史文化遺産の保護と啓発資料を作成する。
- ⑧ 多くの市民が芸術文化を身近に感じ大切にしたい気持ちを培うため、芸術文化に親しむ機会の提供に努め、一流の音楽や舞台芸術等に直接触れる機会づくりやアーティストと交

流する地域交流プログラムなどを行いながら、新たな地域コミュニティを創出する市民活動の支援を行う。

- ⑨ 子どもたちや青少年の豊かな心とたくましく生き抜く力等を育むために、生きた舞台芸術等の鑑賞機会を提供する。

(イ) (地域文化の振興等における目標)

基本目標	基準値	令和7年度
伝承文化保存継承団体の活動者数	258人 (R2年度末)	360人

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	構成資産等周辺整備事業 サイン整備等 一式	市	
		史跡「原城跡」史跡等買上げ事業 A=25,598.20 m ²	市	
		史跡「日野江城跡」史跡等買上げ事業 A=17,384.00 m ²	市	
		原城跡保存整備事業	市	
		日野江城跡保存整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	青少年劇場開催事業 内容：中学生を対象に、音楽・演劇・古典 芸能等などの優れた舞台芸術を鑑賞する 機会を提供する。 必要性：文化芸術に関する豊かな心の形成 による青少年の健全育成及び文化活動の 振興を図るために必要な事業である。 効果等： ①文化芸術に関する豊かな心の形成 ②青少年の健全育成 ③文化芸術の振興	市	文化芸術は 心豊かな市民 の育成に 資するもの であり、特 に地域の未 来を担う子 どもたちの 健全育成に は不可欠で あることか ら、地域の 持続的発展 に資する取 組として、 その効果は 将来に及 ぶ。
	子ども夢劇場開催事業			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>内容：生の舞台芸術（演劇）の鑑賞機会を設ける。</p> <p>必要性：子ども達（小学生）が自分の夢に向かって心豊かにたくましく生き抜く力を身につけさせ、心の教育と豊かな善き人格形成に寄与するため、また地域文化の振興を図るために必要である。</p> <p>効果等：</p> <p>①心の教育と豊かな善き人格形成</p> <p>②地域文化の振興</p> <p>③文化活動の振興</p>	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、特に地域の未来を担う子どもたちの健全育成には不可欠であることから、地域の持続的発展に資する取組として、その効果は将来に及ぶ。
		<p>芸術・文化振興事業</p> <p>内容：全市民を対象に多彩な事業を実施する。</p> <p>必要性：芸術・文化への意識と理解を深めるとともに、地域の芸術文化の振興とその担い手たる文化団体の育成と活性化のために本事業が必要である。</p> <p>効果等：</p> <p>①芸術・文化への意識と理解を高める</p> <p>②芸術・文化の振興</p>	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものであることから、その効果は将来に及ぶ。
		<p>文化団体育成支援事業補助金</p> <p>内容：芸術文化事業の開催や新たな文化発信交流事業等の取組を行う団体等に対し支援を行う。また、文化部門において、個人または団体が一定規模以上の大会に参加する経費を補助する。</p> <p>必要性：音楽・演劇・古典芸能などの舞台芸術の鑑賞を通じて芸術・文化への意識と理解を高め、新たなコミュニティの創造と更なる芸術・文化の発展に寄与するため必要である。</p> <p>効果等：</p> <p>①芸術・文化への意識と理解を高める</p> <p>②芸術・文化の振興</p>	文化団体	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものであることから、その効果は将来に及ぶ。
		<p>セミナーヨ版画展</p> <p>内容：全国から応募作品を集めた「セミナーヨ版画展」を開催する。</p> <p>必要性：日本人の手によって日本最初の銅版画が作成された地域であるという歴史的事実を再認識し、自治意識の向上と地域コミュニティの活性化を図るために必要である。</p> <p>効果等：</p>	市	地域文化の振興は、地域経済の活性化など様々な分野で貢献しうる側面を持つことか

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		①地域文化の再認識と振興 ②自治意識の向上 ③地域コミュニティの活性化		ら、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		郷土の歴史文化伝承事業 内容： 郷土芸能文化事業の開催や新たな文化発信交流事業等の取組を行う団体等に対し支援を行う。 必要性： 地域の郷土芸能文化の振興と文化団体の育成及び伝統芸能活動の支援とその活動の活性化等を図るために必要である。 効果等： ①郷土芸能文化の振興 ②伝統芸能活動の活性化	文化団体	郷土芸能文化の振興は、地域経済の活性化など様々な分野で貢献しうる側面を持つことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		アートビレッジ・シラキノ事業 内容： 市民の芸術文化・教養の向上と出会いふれあいの場として、市民の芸術・文化への意識と理解を高める事業を行う。 必要性： 日本人の手によって日本最初の銅版画が作成された地域であり、また北村西望を輩出した地域において、市民の芸術文化・教養の向上と出会いふれあいの場を創出し、市民の芸術・文化への意識と理解を高めることは非常に事業効果が高く、本市においては必要な事業である。 効果等： ①芸術・文化への意識と理解の向上 ②文化芸術の振興	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものであることから、その効果は将来に及ぶ。
		口之津歴史民俗資料館 内容： 口之津歴史資料館（分館含む）の企画展の開催や、展示環境整備、新たな資料の収集・展示、保存処理や修復作業を適時行う。 必要性： 本市の海の玄関口である口之津港ターミナルに設置されている口之津歴史民俗資料館において、世界遺産を含めた歴史と文化の展示を行うことは、地の利を生かした取組であり、多くの市民や来訪者に対して認知と理解を促すうえで必要な事業である。 効果等： ①地域文化への意識と理解の向上 ②口之津歴史資料館への誘客	市	地域文化の振興と交流人口の拡大に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型別の基本的な方針を踏まえ、公共性や地域性及び管理運営の効率性を考慮し、施設機能の維持や施設運営の効率化、必要に応じた整備、改修を実施する。